

令和4年1月20日

医療事業者 各位

橋本市民病院
病院長 駿田 直俊
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に伴う医療事業者の院内への立ち入り制限について

標記の件について、全国的な新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、院内感染対策として下記のとおり医療事業者様の院内への立ち入りを制限させていただきますので、ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 立ち入り制限期間 : 令和4年1月21日(金)より当面の間
2. 立ち入り制限区間 : 橋本市民病院 すべての区域
3. その他 : 病院からの依頼業務、委託業務、物品納品、機器点検修理により、来院する際は、検温、手指消毒、サージカルマスク着用等の感染対策を十分に行ったうえ、必ず防災窓口で受付簿記入、名札の着用をお願いします。

また、営業行為等、上記の目的以外での来院については、ご遠慮願いますようお願いいたします。

万一、病院に出入りした事業所従業員、関係者の方で、発熱、咽頭痛、倦怠感等の症状のある方、PCR検査等陽性者、濃厚接触者(濃厚接触者の疑い方を含む。)及び接触者の存在が判明した場合は、医療事業者は速やかに当院まで連絡入れていただくとともに、所轄保健所の指示のもと適切な対応をお願いいたします。

なお、適切な対応が取られない場合は、立ち入りを禁止させていただくこともありますので、医療事業者様におかれましては、患者等への安定した医療を提供する医療現場の厳しい状況をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。